

西魏における宇文泰の漢化政策について

大川富士夫

一

異民族の中原本支配は中国史を一層複雑なものとし、中国社会の自律的発展の様相を理解するのに、種々の困難を感じさせているようと思われる。しかし六朝時代に於ける五胡の閻中支配についてみれば、それは隋唐という地理的にはるかに拡大された中国世界と、漢胡の両民族融合の王朝——即ち地理的にも、民族的にも拡大された国家——に生長発展する過程であつたと考えられる。

該時代をこのような漢胡両民族の抗争から、妥協、共存の過程として把えるとき、今ここにとりあげた西魏に於ける宇文泰、及び北周に入つてからも宇文氏歴代天王によつてとられた諸政策が、著しく漢化の傾向にあつたことは極めて注目すべきかと思われる。元来、北方民族が武力をもつて中原支配をなした場合、すぐれた中国の文化に逆征服されて、いわゆる華化するのが常とされる。これを政治面においていかえれば、政治社会の安定に従つて、伝統的中国文化を身につけた漢族官僚が、胡族王朝下の政界に進出し、政治の実権が胡族より漢族へと移行することを意味

するものであるが、西魏から北周を通じて、宇文氏が関西の実権者として君臨していた四十余年は、終始攻防絶え間ない戦時体制下にあり、智略と豪勇の武人が社会的に優位を誇り、とくに文弱な漢儒が尊重される理由は何一つなかつた。¹⁾ 従つて宇文氏による漢化政策が、よしんば若干の漢族官僚を背景にして推進されたとしても、それは政界における胡族の支配権の弛緩、そしてそれに伴う漢族官僚勢力の漸増の結果としてではなく、あくまで強力な胡族君長の権力支配の枠内で実施されたものであることに注意されねばならない。

本稿では、最近山崎博士の「隋朝官僚の性格」（東京教育大学文学部紀要VI）で指摘された、漢胡両民族混淆王朝としての隋朝の基本的官僚群が北周出身官僚であつた、とされる事実にもとづいて、胡族朝に於ける漢族官僚の生長と、漢胡の民族的融合がどのように導かれたかということを当面の課題とし、逆に胡族の側から、宇文泰がどうして漢儒を起用し、漢化政策をとらねばならなかつたのか、そしてそれはどのような意味をもつものとして、民族的融合の基盤を提供するに至つたかを明らかにしたい。

二

さて北魏はその末期、孝文帝以来の漢人偏重の政策に反感をもつ北鎮の叛乱によつて、華北は文弱な漢族や顯貴の北魏民族に代つて抬頭した北族武人の争闘の渦中に巻きこまれたが、やがて爾朱氏の部将である高歛、宇文泰の勢力に二分され、五三四年遂に東西両魏に分裂して、互に霸を争うことになった。

河間王善見を推して、鄆に都した高歛は、懷朔鎮出身であり、孝武帝を擁して長安以西に霸を唱えた宇文泰は武川の鎮将で、共に鮮卑系部将であつて、決して中央に名門を誇り得る家柄ではなかつた。こうしたことから、東魏及び西魏時代が殺伐な北族武人得意の時代であつたのは当然の勢であり、胡服、胡語が中国のそれに代つて横行し、又か

かる關中での胡族化は、中國古典文化の生長を妨げ、特に儒教の衰微³⁾は著しいものがあつたようである。

しかるに宇文泰による西魏の政治は、そうした傾向とは逆に、胡族的性格が後退し、却つて著しい漢化政策がとら
れているのは一体どういう理由によるのであろうか。

周書卷二文帝本紀によれば、太祖宇文泰は、「崇尚儒術」「恆以反風俗復古、始為心」と評して、漢儒蘇綽を起用し
て行つた大統年間の諸制の整備、及び、周礼による官制改革の偉業を称揚している。宇文泰によつて樹立されたこれ
ら諸機構は殆んど改変されることなく、北周に繼承されたのであるが、北周第三代武帝が、太祖の廟庭に於て、六官
の制の続用を誓つた詔の一節にも、

我⁴⁾太祖文皇帝、稟純和之氣、挺天縱之英、德配乾元、功侔造化。故能捨末世之弊風、蹈隆周之叡典、誕述古官。厥
用允集。

と、宇文泰が隆周の古例に従い、儒教を国是として行つた新しい官統の樹立を宣揚しているのである。北周受禪の後
も、政治の範を周公の古に求めるとして、一時的ではあるが、帝号を止めて天王と称し⁵⁾、年号を用いず、又詔勅は駢
體が一般化していたにも拘らず、殊更に尚書體⁶⁾を用いる等、その政策の著しい古礼尊重の態度は充分に認められる
ところである。その点では、塚本博士が宇文周の国情を述べて、その政治が「儒教古典主義に則つたもの」であると
されたのは、まことに至言であると思われるが、他面、宇文氏が、魏末の北鎮反乱を経て崛起した胡族であつたこと
を考えると、甚だ奇異の感を懷かざるを得ない。

後述するように、私見によれば、宇文泰のとつた極端な漢化政策は、鮮卑種としての宇文泰が漢民族と同化し、漢
化した結果として出て來たものでなくて、その政策の古典依拠が極端であるだけに、彼の立場からする意識的な作為
であり、擬装としての漢化政策であつたと考えられる。よしんば彼の一連の政策を擬装として理解する、しないにか

かわりなく、彼が漢化政策をとつたのは、そうせざるを得ない必然的な理由があつたからである。

その主たる理由は、彼の率いていた鮮卑系将士の絶対数が極めて少なかつたこと、従つて劣弱な西魏軍を強化する為には、広く漢中土着の漢族豪右を中心とする農民を自己の中央軍に吸収しなければならなかつたこと、更に岡崎博士も指摘されているように宇文泰の版図である関西の地は、北魏時代中央の統制弱く、殊に肅宗の正光五年以来は流賊が猖獗を極めたところであつて、多年の戦乱の結果として多数の私兵を擁した豪族も少くなかつたであろうから、これら豪右の中央軍への編入は国内治安の上からも極めて必要な手段であつたと見なければならない。宇文泰が関西の霸者として頭角を現わしたのは雍州に大行台をおいて関西の実権者となつていた賀拔岳が永熙三年、その将校侯莫陳悅の謀反にたおれたのを機に、岳の遺衆を糾合して悦を討滅し、秦隴地方に自己の地盤を固めてからであるが、それ以前の夏州時代の宇文泰の手兵は極めて僅かで、賀拔岳の遺衆及び孝武帝西遷に従う六坊⁹⁾の衆を加えても、僅か一万余千の鮮卑を有するにすぎなかつたようである。魏末鮮卑系部民が多数永屯していた沃野、懷朔、武川、撫寧、柔玄、懷荒、禦夷の七鎮は悉く東魏の高歡に層し、又隋書食貨志によれば、孝武西遷の際、洛陽近衛の鮮卑も多くは北徙したというから、高歡の鮮卑軍は実に数十万に上つたと思われ、劣弱な宇文泰軍を以てしては到底之に敵し得なかつた。浜口重国博士の「西魏の廿四軍と儀同府」(東方学報・東京第八、九冊)は、大統八年の六軍の設置、大統十六年の二十四軍の設置は、このような事情に導かれて、宇文泰が広く關中の漢族農民を徴募し、自己の中央軍の強化をはかる政策であつたと指摘されている。北齊書卷二帝紀によれば、大統四年(東魏元象元年)の河陰の戦では西魏軍の俘獲数万と伝え、又大統九年(東魏武定元年)の芒山の戦闘では西魏の督將以下四百余人が擒にされ、俘斬六万と伝えるから、もとより僅少だつた西魏軍の兵力は、再起不能に近い大損害を蒙つたのであり、宇文泰の西魏軍強化は焦眉の急務であつたわけである。かくして出来上つた六軍及び二十四軍が西魏皇帝の軍隊でなくて、宇文泰の手兵的中

央軍であつたことは注目すべきであろう。

このような軍制上に於ける漢族豪右の起用及び国内治安への腐心は、当然その政治の在り方にも反映せざるを得ない。それが宇文泰のとつた一連の政策、即ち儒教古典主義に則つた政治となつて展開したと見ることは必ずしも不当ではあるまい。

三

宇文泰の内政確立の欲求は、大統初年、國家草創に基く諸制度の混乱が極に達していたのと相まって、先ず儀制の整備からはじめられた。薛憕、盧弁、檀翥、及び蘇綽らに命じて参定させた大統元年の二十四条の新制、更に大統十一年五月、これら新制を集成した中興永式がそれである。この中興永式五卷は所謂大統式で、後世の式の淵源となつたとされるが、かかる諸制修定に指導的役割を果したのは、西魏の大繩として知名な尚書蘇綽である。彼は魏の侍中蘇則九世の孫で、父は武功郡守に任せられた閥中の大姓出身であり、泰に王佐の材なることを認められてから、大行台左丞、度支尚書として常に革新的政策を立案、施行し、宇文泰の強力な支柱となつた。従つて泰の彼に対する信任も並々ならぬものであつたらしく、彼の推薦者は悉く大官に列したといい、殊に大統十二年彼の死に及んでは「惟爾のみ吾心を知り、吾も爾意を知れり、方に共に天下を定めんと欲して、不幸遂に我を捨てて去る、奈如せん」と慟哭したと伝えられる。このような信任のもとに蘇綽は、大統中、周礼による六官の制設置の計画に着手したが、その撰次ならない中に卒し、次いで小宗伯盧弁及び薛寅、裴政らにひきつがれた。隋書卷六十六裴政伝に

初太祖欲行周官、命蘇綽、專掌其事。未幾而綽卒。乃令弁成。於是（恭帝三年）依周礼、建六官、還公卿丈夫士。并撰次朝儀車服器用、多依古礼、革漢魏之法事、並施行。

と伝え、恭帝三年正月丁丑より、愈々周礼六官の制を実施し、かくて宇文泰は太師大冢宰として名実共に比類なき西魏の実権者となつたのである。宇文泰を儒教信奉者と目する所以は、實に右の如き諸儀制と官制の改革によるのである。

さて國家が國家としての儀制を整えるのに、礼の専門家である儒家を起用することは、胡族朝に於ては、何ら不思議ではないが、宇文泰がこの革新政策に何を意図していたか、それには蘇綽を初めとする漢儒が如何なる性格に於て、泰の政治刷新に参画し、泰の意志を代弁し得たのか、今少しく考察してみる必要がある。

蘇綽が博物多通で、當時西魏の儒宗であつたことは言うまでもないが、彼の伝によれば、単なる文儒でなくて、幼少より特に算術が得意で計理にも明るく、軍才にも長じ、全く軍國の顧問としてふさわしい人材であつたという。一一その例証を掲げれば、大行台左丞に任せられて軍國の機密に参画するや、先ず「文案程式、朱出墨入及計帳戸籍之法」を制して經理の才腕を示し、大統三年、東魏の高歡が兵を三道に分つて侵寇して来たとき、諸将の分兵意見を押さえて、結集作戦を主張し、遂に敵將竇泰を擒にして大勝を博したという。又当時風俗乱れ、競つて奢侈に流れたので、つとめて敦朴に従わしめ、且つ国力増進策として、官員の減省と冗費の節約に廣心したと記され、内治の手腕に勝れていたことを物語つている。蘇綽の政治家としての本領は、彼が大統十年に草した六条の詔書によつて代表せられてゐると思われるが、宇文泰もこれを非常に重視して、常に座右におき、百司に誦せしめたばかりでなく、牧守令長にして六条及び計帳に通じないものは、官たるを得しめなかつたというから、この六条の詔書は、又宇文泰施設の基本方針を示すものでもあつたのである。六条の詔書について細述することは姑くおいて、「先治心」より「敦教化」「尽地利」「擢賢良」「郵獄訟」「均賦役」に規定するところは、儒教的教化主義を民心安定の要具となし、それに基いて国家の安寧と財政の確立を期したものであつて、廿四条の新制々定の理由に、

太祖以戒役屢興、民吏勞弊、乃命所司斟酌今古、參考變通、可以益國利民、便時適治者、為二十四條新制。¹⁷⁾
とあり、又蘇綽の伝に

太祖方欲革易時政、務弘強國富民之道、故綽得盡其智能、贊成其事

とあるのと併せ考えれば、その目的が一層明瞭に看取し得るであろう。施政の大道が強國富民の道として絞られていたと考えるとき、当時の文儒官僚が所謂尺牘の士であつて重用された例は殆んどなく、國家の機密に参画し得たような漢儒が、例外なく、蘇綽の如く經世治國計帳に長じ、又軍略を兼ね具えたものであつたことは注目すべきである。¹⁸⁾更に該時代は周知の如く、儒学は全体として衰微の一途にあり、一代の儒宗と仰がれる人材が居なかつただけでなく、學術に通じている者すら払底していたという礼学不振の状態であつたから、たとえ宇文泰が忠実な儒教信奉者であつたとしても、儒家の所謂徳治主義に基く王道が実践されたとは到底考え得ないのである。

四

さて叙上の如く、彼の漢儒の起用と儒教古典主義に則つた一連の政策が、「強國富民」という国策から出たものであり、又「益國利民、便時適治者」として解されるならば、それと一連の関係をもつて施行された周礼による六官の制の制定も、軌を一にして考えられねばならない。西魏官制の改革が周礼に準拠していることは、原住漢民族に対する民心收攬策として、國家統治の手段的漢化政策としての意味は認められるが、時代錯誤的にまで徹底したこの周礼六官の制が、純粹に「益國利民」の目的をもつて断行されたとするには疑義がある。周礼の六官が実施可能か否かについては諸説があるが、既に津田博士の「周官の研究」²⁰⁾で詳細な考察が加えられている。即ち「全ての官を、天地春夏秋冬に分ち、その官属の数をそれぞれ六十とする整然たる周官は、周代の官職を含んではいるけれども、後世の机

上の製作にかかるもので、徒らに外形を整えるために、雑多な官職が混入して職掌の混乱があり、而も具体的であるだけに到底実行出来ない、即ち非現実的な空想的官制である」とされる。従つて強いてこれを実施しようとすることは、決して王道を実現し、益國利民や便時適治の目的に沿う所以ではなく、却つて現実の政治を混乱させるだけである。とすると、宇文泰の古典準拠の政策が、彼のよつて立つ政治的立場から、極めて現実的な强国富民の目的をもつものであつたとする前述の考察とは全く相反する結果になるのである。周礼を実施した代表者としては、宇文周の他に、漢の王莽、唐の李林甫、宋の王安石等を挙げられるが、その採用の仕方に違ひがあるとしても、共通な特徴は、「先人が既に指摘されているように、祖宗の法に則らなければならぬとする儒者の一般の思想に乗じて、祖宗の法を改めて国家を建直すために、最高權威として認められていた周公の制を藉口したにすぎなかつた」ということである。即ち先王の制を復興するという忠実な儒教信奉者の仮面のもとに、祖法改革に反対する世論を封じ、他面絶対權威を逆用して、自己が帝王權力を得ようとする革命的な意図があることに注意されるのである。熾烈な政治欲から、自らが帝王の權力を振うための手段として周公の制を利用するというのは、宇文泰の場合も、充分考えられるところで、むしろこうした背後的意味にこそ問題があると思われる。このことを明らかにするため、再び西魏政界に於ける彼の立場に目を移してみる必要がある。

孝武帝を長安に迎えた宇文泰は永熙三年八月丞相となり、翌大統元年には大行台を兼ねて、西魏の實質的政治權力を握るに至つたが、不安定な西魏朝の基盤を確立することが何よりも急務であった。そこで大統三年十月沙苑の役で東魏に大勝を博し、汾降の地を手中に收めるに至つて、戦略的見地から、華州の要衝に霸府を開き、ここに自己の中央軍を常屯させたが、翌四年の河橋の戦で受けた大打撃を補うために、華州方面の農民を多く徵募して兵員の補充をはかり、その努力が大統八年に新設をみた六軍となつて結実したのである。ここで注意されることは、この新設の六

軍は、所謂周礼の天子六軍の制に倣つたものであるが、西魏のそれは元魏天子の六軍でなく、宇文泰自身の中央軍であり、而もそれが華州府に置かれたということである。更に大統十六年に新設された二十四軍も亦丞相府に直属し、宇文泰は更に強力な新軍の総帥として、兵馬の実権をにぎり、草創時代よりの宿将を幕下に従えることになつたのである。²²⁾ 周書卷十六の末尾には、当時の栄盛、与に比を為すなしと言われた八柱国、十二大將軍を列記している。宇文泰、元欣、李虎、李弼、独孤信、趙貴、于謹、侯莫陳崇が每一軍の長として八柱国に、元贊、元育、元廓、宇文導、侯莫陳順、達奚武、李遠、豆盧寧、宇文貴、賀蘭祥、楊忠、王雄が每一軍の長として十二大將軍に列せられているが、八柱国の中、広陵王欣は元氏の懿戚として禁闈にあつて軍を督することなく、宇文泰が最高司令官として、六柱国以下の全軍を指揮していた。次にこのように宇文泰に辛いられる軍司令官の出自をみると、贊、育、廓が魏の宗室であり、李虎（無伝）李遠が鮮卑種と擬定され、李弼、趙貴、楊忠、王雄が鮮卑化した漢人と考えられる他は明らかに鮮卑であり、何れも宇文泰の同郷、或は元徒のものか、賀拔岳亡き後、泰を翼戴した功労者である。

かくの如く宇文泰が、西魏朝兵力の強化に腐心し、大統八年から十六年にかけて、略その中央軍の編成を完成したが、それはとりも直さず、その中核を自己の最も信頼し得る鮮卑系将官で固めた自己の中央軍を再編することに他ならなかつた。このことは大統中期より懸案とされた六官の選次と、極めて密接な関係があると思われるのであつて、この期に於ける宇文泰の権力集中を無視することは出来ない。隋書卷五〇元孝矩伝によれば

……時見周太祖專政、將危元氏。孝矩每慨然有興復社稷之志。陰謂昆季曰、……今宇文心、路人所見、顛而不扶焉。用宗子、蓋將図之。為兄則所遏、孝矩止之。

とあり、元氏顛覆の意歴然たる宇文泰を誅しようとしたことを記し、又北史卷五によれば強毅を以て知られた文帝も、政權の周氏に帰し、身大位に在り乍ら、一日として万機を覽るを得ない有様だったので、或る日逍遙觀にて嵯峨

山を望みつゝ「望此令人有脱屣之意、若使朕年五十、便委政儲宮、尋山餌藥」と側近にその悶々の情を示したといふ。これは文帝晩年のことであるから、大統末年に相当し、宇文泰の著しい自ら勢力拡充の事実を示す傍証と言ひ得よう。

以上は宇文泰の漢化政策が、西魏朝強化の方策として、一面に於ては西魏のよつて立つ歴史的事情から、広く漢族豪右の帰順を得る必要上、民心收攬の目的をもつものであるが、他面に於て、益國利民の旗幟のもとに推し進められた軍國強化策は、実は宇文氏の西魏政界に於ける自己勢力拡充となつてあらわれ、殊にかの徹底した周礼依拠の官制の改革は、単なる古典準拠ではなくて、権力の元魏朝より宇文氏への移行を合理化する手段として儒教古典に籍口したものであるということであるが、このことは、次に述べる、この時期に於ける賜姓内容の検討によつて、その意味をより明確に理解し得ると考へる。

五

周書恭帝元年の条及び北史卷五同条によると、

魏氏之初、²⁴⁾ 統國三十六、大姓九十九後、多絶滅。至是、以諸將功高者、為三十六國後。次功者、為九十九姓後。所統軍人亦改從其姓。

とあり、宇文泰の諸將中功高き者を魏の統國三十六及び大姓九十九の後に分定したといふ。これに対して岡崎博士は「何故にかかる反動政策がとられたかは明白でないが（中略）既に統國大姓などの純然たる名号に過ぎぬ以上、漢族が蛮姓となるも、蛮族が漢姓を冒すも、要するに両者の間、容易に通融し得るものであつて、漢蛮の境界は、かかる改姓の度重なるによつて却つて自然に撤消せらるるのでないか」と、その改姓の目的を不明とされるが、又通志氏族

略によれば、その「變於夷」の条に註して鄭樵は、

臣謹案、後周宇文氏、以其起於夷虜、故變夏為夷、以夷為貴。然官制一遵三代、而姓氏用夷虜、何相反之如是。

と宇文氏の官制改革と姓氏改变の矛盾を指摘している。改姓の問題は北魏の孝文帝の太和年間に於ける蛮姓より漢姓の改变が、該時代の政策の性格を表象したよう、政治の基本的性質を反映するものとして重視せられるのであるが、既にこの問題についても浜口博士の詳細な研究がある。「西魏に於ける虜姓再行の事情」(東洋学報二五卷三号)で博士はこの賜姓の理由を、門閥が政治の上に大きな意味をもつ該時代に、宇文泰の直系乃至元從の北族系臣僚が概ね家柄が低かつたのに対し、元從以外の秦驪平定以後に宇文泰に従つた臣僚が、名門を誇っていたので、之ら氏族を新たに分定しなおす必要はあつたのだとして「北族出身者の姓を虜姓に復すると共に、彼ら一家の宇文泰に対する勳功の大小、及び親疎の度に応じて、各人の保有せる虜姓に高下を附して家格を定める一方、漢族出身の相当の臣僚に對しても同様、功勞の大小等に応じて適當なる等級の虜姓を附与し、斯くて蛮漢を通じて新に氏族に分定し直し、その当然の結果として宇文泰並びに彼の直系、元從の臣僚の家格をひき上げんとするに在つたこと疑ないであろう」と述べられる。博士のこの見解には全く同感で肯て異説を挾むつもりはないが、宇文泰の漢化政策の目的が何であつたかを明らかにするために西魏政界に於ける宇文氏勢力の形成が、どのような線に沿うものであつたかを、賜姓の問題を通じて今少し考察することとする。

後に掲げた表は周書、北史を中心検出した、西魏時代に於ける賜姓者の分類である。凡そこの種の分類は、史料が必ずしも全てを尽すものでないという制約を考えると、甚だ危険のように思えるが、正史に記載のない者でたゞえ賜姓の事実があつたとしても、政治的にはさして大きな意味をもつものでない。殊に正史が王室に忠なるものを以て、列伝を構成していることからすれば、今ここで問題とする宇文氏と関係のある官僚を考察するには、却つて正史

に見る賜姓者のみを扱う方が好都合かとも考えられる。

西魏に於ける賜姓は、必ずしも恭帝元年に始まつたのではなく、北魏末よりひきつき行なわれていたようであり、それが恭帝年間に、前述のように大規模な氏族分定策となつたものと考えられるが、表によつて看取される傾向を示すと次のようである。

(1)、西魏二十二年年間を、便宜上大統十二年を境に、前後の二期に分つと、検出総数四十七名中、前期八名に対し、後期は三十五名となる。これらは官爵の賜与のあつた前後の年代から推して、賜姓年代の明示なきものも、大体の年代を推定したものであるが、なお列伝の記載の不備から、速断し得ず、所属不明のもの四を数えた。これによると、賜姓が集中的に行なわれたのは、後期で、特に恭帝年間に著しかつたようである。

(2)、賜わつた姓別にみると、魏の統国、大姓に当る他姓に分定せられたもの二十七名中、前期は八名、後期は十九名と倍増しているが、宇文姓賜与者二十名中、確実に前期に入るものは見出されず、後期に入るものの十六名、両朝所属不明四名となつてゐる。他姓賜与者の前期より後期への増加は、後期恭帝年間の集中的賜姓に沿うものであるが、宇文姓が後期にしか見られなかつたこと（所属不明の四名も恐らく後期に賜与されたと考えられるが）は、賜姓の事実が、単なる氏族分定であつたという以上に、宇文泰の西魏政界に於ける自己勢力拡充の傾向を暗示するものではなかろうか。

(3)、更に賜姓者の出身について整理すると、その特徴がより明瞭に看取される。當時西魏政界での、宇文氏の勢力は必ずしも安定していたわけでなかつたこと前述の通りで、宇文泰と反目している元氏皇帝派官僚が、次第に宇文氏勢力に潜伏して吸取されたり、或は離反していつたりしたが、他面宇文泰配下の官僚にも、(a)賀拔岳の遺衆を糾合し、宇文泰をして関西での霸業をなさしめた宿将功臣——泰はこれら元老たちの連合勢力によつて支えられていた——(b)

宇文泰の勳業成就の前後に彼に帰属した漢族豪右、(c)旧元魏朝官僚、東魏よりの降將で宇文氏に親近したもの、(d)宇文泰崛起時の微官で、手足となつて活躍したもの、四者のあつたことが想定されよう。今この四グループを、他姓、宇文姓賜受者についてみると次のようになる。

姓 文 字	他				前 期		後 期		西 魏 中			計
	d	c	b	a	d	c	b	a	王雄、蔡祐、耿豪、趙貴、李弼、趙肅、段永、裴文舉、陳忻	辛威、王勇、陸通		
侯植、蘇椿									王康、楊忠、楊紹、閻慶、寇儔 李穆	辛威、王勇、陸通		
樊深												
令狐整、薛端、柳敏、崔訖、崔 猷、韋瑱、韋孝寬、裴鴻、薛善 李彥、鄭孝穆												
李昶、張軌、申徽、叱羅協												
唐謹、王傑、劉雄												
李和												
	7	2	10	1			1	1	7	4	14	計

右によれば、他姓前期では、a系が主体であり、後期でもa系が最高で八名に次ぎ、b c系が各四、五名と増し、d系は僅か一名、司空于謹に重用された儒官樊深の一名をその他に数えた。宇文姓では、後期b系が最も多くて十名、次いで、所属不明を加えd系が七名を数え、a・cは各一、二名にすぎない。賜姓が功高きものに限られ、a・b・c・d各系の宇文泰に対する功労の相対性を考え合わせれば、a系が前期より賜与され、次いでb系、c系が多くな

西魏における宇文泰の漢化政策について

り、d系は後期になつて漸く見られるのが一般的傾向のように思われるが、他姓が宇文泰崛起時よりの元老を主軸として、西魏初期より、漸増の傾向にあり、之に若干の元魏官僚及び漢族豪右を加えているに対し、宇文姓は、漢族豪右と宇文泰の股肱としての微官出身者を主軸として後期に集中して見られる。浜口博士の前掲論文によれば、この賜姓がいわば第一義官僚ともいうべき元従臣僚に対する優遇政策としての氏族分定であつたとされるが、姓別分類に於ける宇文姓賜受者にみるこののような特徴はどう解釈すべきであろうか。元従臣僚に宇文姓賜受者が僅か一名しか見えず、b d系に他姓賜受者の少ないのは、一体どのような理由によるものであろうか。而も元従臣僚で唯一の宇文氏賜受者の李和も、父は累世の雄豪で、夏州の酋長であつたと伝えられ、地方勢力者としての性格が顯著である。今それを説明する積極的証左を見出すことは困難であるが、(1)宇文泰の権力集中が、大統中期以降、頓に顯著になつて來したこと、(2)元従臣僚はその家柄こそ低かつたが、西魏朝に於ては比類なき門閥を誇り、いわば宇文泰と同列勳門の地位にあつたこと²⁶⁾、(3)鮮卑種の劣勢によつて漢族豪右の向背は西魏の国力と軍事力に決定的な役割を果していたこと、よりしてこの氏族分定策としての賜姓に次のような意味が想定されよう。即ち宇文泰は大統の初めより、諸将の自己に功高きものに、名族としての虜姓を与えることによつて、之を優遇したが、彼らは宇文泰にこそ忠実であるとしても、宿將元勲としての誇りは、宇文氏一族に対しても忠誠であるとは限らない。従つて宇文氏が、西魏政界に盤石の基礎を固めるには、新しい官僚群、即ち新附の漢族豪右を、経済的軍事的基盤として吸収し、主従の関係で宇文泰に隸属する下級臣僚出身者を中心として宇文氏勢力を組織づけなければならなかつた。當時賜与された姓が、或る程度の強制力を伴つて使用されていたことから、姓のもつ社会的意味は極めて大きかつたと思われ、宇文泰によって同姓を賜与された意味は、優遇という以上に、右のような積極的なものがあつたと考えられる。例えば周書卷三十六、令狐整伝によれば、

太祖又謂整曰、卿勲同婁頃、義等骨肉。立身敦雅、可以範人。遂賜宇文氏、并賜名整焉。宗人二百余人、並列屬籍。

とあり、その宇文姓を与えたことは、同族として認めたことで、宗人二百余人がその籍に列属したという。このことは宇文姓賜受者が宇文氏の中に、擬制血縁的に包含されたことを意味するものである。²⁸⁾

かくて氏族分定としての賜姓は、西魏政界に於ける宇文氏を中心とする門閥家格の序列の再編を意図するものであつたが、これを通して彼の同族勢力形成が、胡漢を含め、その臣僚を、鮮卑種宇文氏を中心とする同族的結合の形をとつて推進されていたと考えられる。かかる観点からすれば、賜姓に胡姓を用いた理由も、内田博士の如き「北魏の漢化政策によつて沈淪を免れなかつた北人の反漢感情、復古思想に折する為である」とい、又浜口博士の「征服者は、漸次被征服者のもつ優秀な文化に同化されるにしても、（中略）自己に固有なものを被征服者に押しつけんとする傾向が強かつた」という以上に、より積極的な意図から出たものといわるべきであろう。

六

以上の考察が誤りなきものとすれば、西魏中に於ける宇文泰の著しい漢化政策——漢儒の起用と礼制の整備、周礼による官制の大改革も、同一運動の別の一面として理解されるであろう。それは強力な軍国の実をあげる為の内政の確立と、宇文氏中心の西魏政界再編という意図のもとに、新しい官僚構成を目指すものであつて、而もこれを擬制血縁集団として把握しようとしたことは、該時代の專制権力の生長を理解するのに注目すべきことである。

宇文泰のこうした努力は、恭定三年正月、六官の制実施によつて、自ら太師大冢宰として西魏官界の指導者となるに及んで結実したようにも見えた。然し宇文泰は在職僅か十ヶ月で歿し、而も嗣子猶幼少で頼むに足らなかつたの

で、宿将功臣間の動搖、地方の叛乱の頻発など、その基礎の弱体を暴露して行つた。彼の甥宇文護が遺命を受けて、宇文氏政権を確立し、北周受禅を為し遂げたのは、このような背景に於てであるが、その当初、趙貴、独孤信の如き、赫々たる戦功を誇る西魏の勲門（宇文泰の元従）を誅したことは、彼が専横の余りというよりは、³¹⁾ 当に宇文氏の存立を危うくする宇文泰の同列高官に対する頂門の一針であつたとも見られよう。これによつても、西魏政界に於ける宇文氏勢力が如何に不安定であつたか、そして宇文氏を中心とするヒューラルヒイが未完成の状態であつたかが察せられるが、それ丈に宇文泰の一連の政策が、重要な意味をもつ布石として、一つ一つ投ぜられたと考えられるのである。³²⁾

而して西魏より北周にかけて、胡族朝に生長した漢族官僚は、胡族の漢化に伴うというよりは、漢族が胡族として胡族王朝に吸収され、宇文氏の中核として生長したところに、宇文氏の漢化政策の特徴と、該時代の民族同化の特色があり、こゝした中から、隋朝が漢胡両民族混淆の王朝としての性格を強く示すに至つた理由が考えられるのである。

註(1)

隋書卷七十五辛彥之伝「時（大統初）國家草創、百度伊始、朝貴多出武人」

(2)

内田吟風博士「北朝政局に於ける鮮卑及諸北族系貴族の地位」（東洋学報二四ノ一）参照。

(3) 北史卷八十二樂遜伝に、「周文初、屬天下分崩時、學術之士蓋寡。故曲學末技、咸見引納、至若冀機・趙文深之徒、雖才愧昔人、而名著於世、並見收用」（周書卷四十九芸術伝同）として、學術に通ずるもの少なかつたことを伝えてゐるが、この事は東魏に於ても同様で、齊書卷四十四儒林伝には齊氏が魏氏喪乱の余をうけて、礼楽がつきんとしていたことを述べ、「齊氏司存、或失其守師、保凝丞、皆質勲旧。國學博士、徒有虛名。唯國子一學、生徒數十人耳。欲求官正、國治其可得乎。」とあり、當時貴遊の輩の虚学の風は著しいものがあつたようである。

(4) 周書卷五、保定元年正月の条。

(5) 周書卷三十八、崔猷伝及び二十一史劄記「魏末周初無年号」の条参照。

(2) 二十二史劄記「後周詔誥用尚書体」の条参照。

塚本善隆博士「北周の廢仏について」(東方学報京都第十六、八冊) 第二節「北周の古典的性格」参照。

岡崎文夫博士「魏晉南北朝通史」参照。

(3) 隋書卷二十四食貨志「天平元年、遷都於鄆（中略）是時六坊之衆、從武帝而西者不能万人、余皆北徒」同前。

(4) 周書卷一文帝紀・卷二十三蘇綽伝・卷二十四盧弁伝・卷三十八薛澄伝等参照。

(5) 北周儀制の研究としては、内田吟風博士「北周の律令格式に関する雑考」(東洋史研究十五) がある。

(6) 周書卷二十三蘇綽伝。

(7) 周書卷二恭帝三年の条、北史卷九同条、卷二十一盧弁伝等参照。

(8) 周書卷三十五崔猷伝にも「時婚姻礼靡、嫁娶之辰、多舉音樂。又廬里富強、衣服奢靡」もあり、戰乱の不安からか、長安の富裕をはじめ、奢侈遊墮の生活を営むもの多かつたことを述べてゐる。

(9) カリフオルニア大学 Chinese Dynastic Histories Translations 編取 “Biography of Su ch'ü” の母 Chouancy・s・Goodrich 氏の訳註によれば「六条の詔書は（母略）の世期宇文泰の政治活動の母や蘇綽の演じた役割を一瞥わかるのである。徳と良吏とに強張がおかれてゐる」とは興味深い。それがこれが六条の詔書の基本的なテーマであり、殆ども蘇綽の力によるその後の勅令は完全にこの主旨で発布されてゐるからである」と注釈すぐ見解を示してゐる。なお、この文献は山崎宏博士の御教示によつた。

(10) 周書文帝紀、大統元年二月の条。

(11) 西魏の儒官として伝えられるものは蘇綽を初めとし、趙文深、黎季明、沈選らの末学を加えて數十数名を数えるに過ぎない。

い。儒宗とも称せられた盧弁、盧光、盧誕らが、國家の機密に参じて重きをなし得たのは、范陽の盧氏という名族の故かと思われ、その他の儒官は儒教的教養の高きことと共に、吏務、或は政術、武略に長じていた例が多い。歲職清顯をもつて聞えた呂思礼が大統四年朝政を批判した為、死を賜つてゐる例は、当時の文官に対して国家の要求するものが何であつたかを示すものとして注目される。

(12) 宇野精一博士「周礼の実施について」(東方学報東京十三、一) に詳しい。

(13) 津田左右博士「儒教の研究」三〇五～四八〇頁。

(21) 前掲宇野博士「周礼の実施について」

(22) 浜口重国博士「西魏の二十四軍と儀同府」(東方学報東京九) 参照。

(23) 李弼については、浜口博士山崎博士の前掲論文に、胡族と見るべきとされるが、氏族略「變於夷」の条に李弼が徒何氏に改姓したこと記し、又李氏が既に胡姓所有者であつた証左はないので、今のところ、遼東出身の鮮卑化した漢人として考えておく。

(24) 岡崎文夫博士「魏晋南北朝通史」六九五頁。

人名	姓	年代	出自及び宇文泰との関係	賜姓前後の官爵	周数
1、王德	烏丸氏	永熙3年	代郡武川人、竜驥將軍中散大夫、賀拔岳に従う、岳亡き後、太祖を翊戴	東雍州事・衛將軍右光祿大夫	36
2、韓褒	侯呂氏	永熙3年	穎川穎陽人、徒居昌黎、魏末地を夏州に避く、太祖夏州時よりの賓客	大都督涇州刺史(大14卒)	27
3、侯植	侯伏侯	大統元年	上谷人、家于北地三水、州郡冠族、孝武に従つて西遷	驃騎將軍・大都督、儀同、肥公・開府	17
4、蘇椿	蘇干氏	大統1~3年	武功人、蘇綽の弟	驃騎將軍・大都督、儀同、肥公・開府	23
5、田弘	田紇	大統4年頃	高平人、余朱天光の都督、原州より太祖に帰順して引納ざる	金紫光祿大夫・武都郡守	29
6、劉亮	劉莫陳氏	大統4年頃	中山人、都督を以て岳に従う、岳亡き後、太祖を迎える	帥都督儀同・原州刺史開府(鴈門公)	37
7、梁台	梁台	大統7~8年頃	長池人、岳の心膂、岳亡き後、諸将と議して太祖を翊戴	開府・東雍州刺史(大13卒)	17
8、楊纂	楊纂	大統9年末年	広寧人、父齊にあり、大統初、帰順	開府侍中・岐州刺史	周書

21、裴文舉	20、王雄	19、楊紹	18、楊忠	17、王康	16、李弼	15、段永	13、樊肅	12、趙貴	11、耿豪	10、蔡祐	9、辛威
賀蘭氏	可頻氏	叱利氏 (北史)	普六如氏	拓拔氏 (北史)	爾kip氏	萬紐于氏	乙弗氏	和稽氏	大利稽氏 (北史)	普氏 (北史)	毛氏
恭帝2年	恭帝元年	恭帝初	廢帝元年	廢帝2年以後	大統末	大統17年	大統15～恭3年	大統15年	大統14～恭帝元年	大統13年以後	
河東聞喜人、父遠、太祖軍を嚮導、文舉の大統10年起家	太原人、都督岳に従う	弘農華陰人、都督獨孤信に従う	遼東襄平人、侯莫陳悅の大都督に従う	太原祁人、王思政の子	遼西石城人、晋匹磾の後、大統初、宗人を率い太祖に帰す	河南洛陽人、完世居河西、世族、を嚮導	天水南安人、都督、岳に従う、岳亡き後、諸将と謀り太祖を翊戴し、太祖にも重んぜらる	鉅鹿人、後居武州、岳の帳内都督、岳亡き後、太祖に投帰す	陳留圉人、祖紹夏州鎮將、太祖夏州時よりの顧命の將	史(大將軍抱罕公)	大都督開府・兵部中大夫
傅	大都督、開府、大將軍。(少軍事)	大都督・開府朔州史・大將軍	司空太保大宗伯柱國・太傅大司徒	儀同。(大17年卒)	大都督開府・桓州刺史	大都督天水郡岳・鄜州刺史	國子博士・大學助教博士	北雍州刺史・開府	大丞相府長史・大司寇柱國・太保大宗伯	大都督開府侍中・兵部中大夫	大將軍
37 19 29 19 18 15 36 37 45 16 29 27											

西魏における宇文泰の漢化政策について

20、李和	19、劉雄	18、王傑	17、薛善	16、裴鴻	15、叱羅協	14、韋瑱	13、韋叔裕	12、李彥	11、崔猷	10、崔訖	9、崔謙	8、柳敏	7、申徽
-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	------	------	------

西魏中期以降	西魏末	恭帝3年	恭帝2年	廢帝初～恭帝2年	廢帝中？	廢帝中？	廢帝2年頃	廢帝2年
--------	-----	------	------	----------	------	------	-------	------

祖豪 に 信 任 を 受 く	汾陰人、河東著姓、家富僮僕數百人あり、大統3年太祖に帰順	少寒徹、竇泰の軍にあり、太祖にとらわれ、後信任されて累遷す	京兆杜陵人、世為三輔著姓、太祖丞相となるや、前將軍太中大夫、後望族なるをもつて郷兵を領す	梁郡下邑人、魏著作佐郎、孝武に従つて西遷	博陵安平人、尚書寔十二世孫、門閥、盧弁らと六官の制を草す	恭帝1年 門閥、盧弁らと六官の制を草す	恭帝1年 尚書寔十二世孫、太中大夫、後望族なるをもつて郷兵を領す						
----------------------------------	------------------------------	-------------------------------	--	----------------------	------------------------------	------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

西魏 中													
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

29	29	29	35	34	11	39	31	37	35	35	35	32	32
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

魏郡人、岳の賓客、太祖にひかれ、記室参軍兼府主簿となる

河東解人、父魏の開府冀州刺史、尚書右丞となる

博陵安平人、父魏の開府冀州刺史、尚書右丞となる

開府右僕射・襄州刺史

開府侍中、尚書・礼部中大夫

開府直州刺史・利州刺史

都官尚書安固県侯・開府、侍

中、万年県公
開府・梁州刺史

左丞、儀同・兵部尚書開府
軍司馬

尚書右僕射・(小司徒)

儀同・瓜州刺史

大都督、儀同・南岐州刺史
(軍司馬)

都督・岐州刺史・大都督

都督・岐州刺史・大都督

都督・岐州刺史・大都督

都督・岐州刺史・大都督

附記1、右の表は周書に見る賜姓者を北史等で補つたもので、浜口氏の検出による西魏時賜姓者総数三十七に対し、四十七人を数えることが出来た。

2、賜姓年代は、事件との前後関係により、列伝に明文なきものも出来るだけ、推定してみた。西魏中とあるは全然手掛りのない場合である。

3、出自及び宇文泰との関係は、一人一人につき、本文の中で考察を加えるべきであるが、紙数の都合で、出身地と宇文泰の勢力下に入る前の政治的・社会的立場と、その後の宇文泰との結びつきを、簡略化したもの。

4、賜姓前後の官爵に於ける、●印は賜姓のあつた位置を示し、その直前の官爵から、西魏末年に至るまでのものを示し、（）内の官爵は北周受禪後ので一二参考に挙げるに止めた。

5、儀同一車騎大將軍儀同三司の略、開府、驃騎大將軍開府儀同三司の略。

周書卷十六の末文参照。

(27) 浜口博士「西魏に於ける虜姓再行の事情」(東洋学報二五ノ一) 参照。

(28) 周書卷十一叱羅協伝に「協既受護重委、冀得婚連帝室、乃復旧姓叱羅氏、護為奏請、高祖許之」とあるのは、北周武帝時代のことであるが、既に宇文姓を賜つた彼が、帝室と婚儀がおこるや、同姓不婚のおきてによつて復姓を願つてゐるのは、この時の賜姓が名譽的な空文でなかつたことの証左であろう。又初め宇文姓を授けられ、後于謹に重用されて「万紐于氏」に改め唐瑾も同伝に「姓を同うして結んで兄弟とならん」と言い、「弟姪之敬」を行つたという如く、同姓を称する意味は擬制血縁關係を示すものと言わねばならない。

(29) 前掲内田博士「北朝改局に於ける鮮卑及諸北族系貴族の地位」

(30) 前掲浜口博士「西魏に於ける虜姓再行の事情。」

(31) 周書卷十一晋蕩公護伝、卷十五于謹伝参照。

(32) 周書卷三十五崔猷伝に「及太祖崩、始・利沙・興等諸州阻兵為逆、信・合・開・楚四州亦叛」とある。